

平成 23 年 4 月 29 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

アイスランド向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっており、その数は増加傾向にあります。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

今般、アイスランドについて、下記の通り輸出証明書の取り扱い等が決まりましたので、お知らせするとともに、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

EFTA 加盟国のうち、アイスランドについて、対象品目は EU と同様であり、また、証明書の様式は EU と同一とすることで、アイスランドと調整ができました。

このため、「EU 向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 27 日付 22 国際第 1144 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）に記載されている通り、当分の間、EU と同様の証明書の発行をお願いいたします。